

安曇野市制施行 20 周年記念式典放映用動画制作業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第 1 条 安曇野市制施行 20 周年記念式典放映用動画制作業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、安曇野市制施行 20 周年記念式典放映用動画制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表 1 に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第 6 条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位 1 位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に 3 位 4 位と続ける。
- 3 参加者が 1 事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全委員の評価点の平均が満点の 6 割を下回る場合は、不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部秘書広報課秘書広報担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月20日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	職 名 ・ 所 属
委員長	安曇野市政策部長
副委員長	安曇野市政策部秘書広報課長
委員	安曇野市政策部政策経営課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市市民生活部地域づくり課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市市民生活部移住定住推進課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市教育部文化課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市教育部こども園幼稚園課（所属長が指名した者）